「労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令」（概要）

１　改正の趣旨

第186回通常国会において成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）において、一定の化学物質に係る危険性又は有害性等の調査の事業者への義務付け等が盛り込まれ、また、労働政策審議会の建議において、法第57条に規定する表示義務の対象物を拡大すべき旨が提言されたことを踏まえ、関係省令について必要な規定の整備を行うもの。

２　改正の内容

(1)表示義務の適用を除外する規定の創設等（労働安全衛生規則関係）

①　表示義務の対象物から一定の物を除外する規定の創設

表示義務の対象物を含有する製剤その他の物のうち、譲渡又は提供の過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないものであって、危険性及び皮膚障害を生ずるおそれを有しないものを、表示義務の対象から除く。

②　裾切り値の設定及び見直し

新たに表示義務の対象となる物に係る裾切り値を設定するとともに、既存の表示義務の対象物を含有する製剤その他の物及び通知対象物を含有する製剤その他の物に係る裾切り値についても見直しを行う。

(2)危険性又は有害性等の調査の義務付けに係る規定の整備（労働安全衛生規則関係）

①　調査の実施時期

法第57条の３第１項の調査は、調査対象物を新規に採用し、又は変更するとき等に行うものとすること。

②　調査の実施方法

調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法又はこれらに準ずる方法により行うものとすること。

イ　当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法

ロ　当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法

③　調査結果の労働者への周知

事業者は、調査を行ったときは、調査の結果等を、各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等により当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならないものとすること。

(3)　改正法の施行に伴う所要の規定の整理その他所要の改正を行う。

３　施行期日

平成28年６月１日（改正法附則第１条第４号に規定する施行期日と同日を予定）